

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3162号及び第3163号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら}松村 ^{まさお}雅生）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第3162号では、横浜市長が行った開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3163号では、横浜市長が行った非開示決定は維持せざるを得ないと判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「広聴案件「市政ダイレクト広聴29-900002」の処理について（平成29年度市広聴第11号）」の開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3162号】

- (2) 「旭区役所広聴第29-900002号に関する一切の文書」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3163号】

2 諮問までの経過等

| 答申番号 | 請求日 | 決定通知日 | 審査請求日 | 諮問日 | 請求者 | 実施機関 |
|------|-----------|------------|------------|------------|-----|------|
| 3162 | 令和4年8月26日 | 令和4年9月15日 | 令和4年11月4日 | 令和4年12月2日 | 個人 | 市長 |
| 3163 | 令和4年11月4日 | 令和4年11月18日 | 令和4年11月21日 | 令和4年12月21日 | 個人 | 市長 |

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

| 答申番号 | 対象行政文書 | 原処分の決定内容・主な理由(概要) | 審査会の結論 |
|------|--|--|--------|
| 3162 | 「広聴案件「市政ダイレクト広聴29-900002」の処理について（平成29年度市広聴第11号）」（以下「本件審査請求文書」という。） | <p>開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの（以下「旧条例」という。）第10条第1項に基づき開示</p> <p>（審査請求人は広聴相談課が処理した広聴番号29-900002号に係る文書を求めている</p> | 原処分妥当 |

| 答申 番号 | 対象行政文書 | 原処分の決定内容・主な理由(概要) | 審査会 の結論 |
|----------|--|--|------------|
| | | と解し、本件審査請求文書を特定した。) | |
| 3163 | 「旭区役所広聴第 29-900002 号に関する一切の文書」(以下「本件審査請求文書」という。) | 非開示 不存在 (当該開示請求に係る旭区役所に関する行政文書は、請求のあった市民局広聴相談課では取得・作成しておらず保有していないため。) | 維持せざるを得ない |

4 審査会の判断の要旨

| 答申 番号 | 判断の要旨 |
|----------|--|
| 3162 | <p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和 5 年 4 月 1 日に施行されたが、旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第 2 項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《市政ダイレクト広聴に係る事務について》</p> <p>横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報を、広聴情報データベースシステムにより管理するとともに、寄せられた意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上や市政の合理的運営に役立てることを目的に、要綱に基づき「市民の声」事業を実施している。市政ダイレクト広聴は、この意見等の一類型である。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、市民局広聴相談課で起案した「広聴案件「市政ダイレクト広聴29-900002」の処理について(平成29年度市広聴第11号)」である。</p> <p>なお、当該文書 3 枚目一行目の「28-900002」及び二行目の「平成28年 4 月 3 日(月)」はそれぞれ誤記であり、正しくは「29-900002」及び「平成29年 4 月 3 日(月)」とのことであった。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件開示請求書には「広聴29-900002号に関する一切の文書の開示を求める。」とのみ記載されており、請求先には市民局広聴相談課と記載されていた。</p> <p>(イ) 審査請求人は、旭区役所とのやり取りに関する文書を請求したと主張するが、本件開示請求書を受け付ける際も、市民局広聴相談課の保有文書が特定されることになる旨の確認を行った。</p> <p>(ウ) これらの事情から、本件審査請求文書を特定した。</p> <p>イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件開示請求の対象として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>なお、上記《本件審査請求文書について》に述べた誤記は、行政に対する不信感を生じさせかねないものであるため、実施機関には慎重な対応を求める。</p> |
| 3163 | <p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>※答申第3162号と同旨のため省略します。</p> <p>《「市民の声」事業に係る事務について》</p> <p>横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報を、広聴データベースシステム(以下「システム」という。)により管理するとともに、寄せられた意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上や市政の合理的運営に役立てる</p> |

| 答申番号 | 判断の要旨 |
|------|---|
| 3163 | <p>ことを目的に、要綱に基づき「市民の声」事業を実施している。</p> <p>また、広聴関係書類は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項に基づき制定する行政文書分類表（共通）において、保存期間は5年とされている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、市民局広聴相談課が保有する市政ダイレクト広聴29-900002号の案件で、旭区役所に関する一切の文書と解した。</p> <p>《本件審査請求文書の特定について》</p> <p>ア 当審査会が説明を求めたところ、実施機関からは次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) システムの処理は、基本的に、広聴案件の受付課又は担当課で行っている。</p> <p>(イ) 市民局広聴相談課は、広聴制度の所管課としてシステムを開発し、その運営を統括している。システムに登録されている全ての案件について閲覧権限があるが、通常は閲覧等することはなく、閲覧等するのは、受付課又は担当課からの照会があった場合等に限られる。また、広聴案件の傾向を把握し、周知するため、システムに登録された案件の統計データを作成し共有する場合等もある。</p> <p>(ウ) 平成29年度の広聴関係書類は、令和4年度の満了後廃棄済みなので、旭区役所に係る広聴29-900002号は、現存しない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 実施機関は、審査請求人が求めているのは旭区役所に関する文書で、かつ、広聴相談課において保有しているものであり、それは存在しないと主張する。当該文書は旭区役所においてシステムに登録等されたものであり、一義的な所管は同区というべきであろうが、広聴相談課がシステムの所管課であり、全ての広聴案件につき閲覧権限を有することや、システムを活用し統計データを作成する等の利用実態を考慮すれば、「広聴相談課においては保有していない」との主張は、本来は認めることができない。当該文書は、旭区役所においても広聴相談課においても、保有している文書というべきであった。</p> <p>(イ) したがって、本来であれば、システム上の旭区役所広聴第29-900002号に係る行政文書を特定し、改めて開示・非開示の決定をすべきである。しかし、当該文書の保存期間は既に経過しており廃棄済みとのことであるから、本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、維持せざるを得ない。</p> <p>《付言》</p> <p>本件開示請求を受けた時点で本件審査請求文書を特定していれば、開示することができたところ、文書特定の誤りの結果当該文書が廃棄されるに至り、開示できなかったことは誠に遺憾である。今後、実施機関におかれては、文書特定を丁寧に行う等、開示請求に係る事務手続を適切に行うことを強く望むものである。</p> |

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（開示請求に対する決定等）

第10条

- 1 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

| | | |
|-----------|-------|------------------|
| お問合せ先 | | |
| 市民局市民情報課長 | 平賀 匡生 | Tel 045-671-3881 |